

証券コード 7606
平成24年6月6日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前二丁目31番12号
(本部オフィス 東京都港区赤坂八丁目1番19号)
株式会社ユナイテッドアローズ
代表取締役社長執行役員 竹 田 光 広

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月26日(火曜日)午後5時までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月27日(水曜日)午後6時
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム
(末尾の会場案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第23期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款の一部変更の件
 - 第3号議案 取締役5名選任の件
 - 第4号議案 退任代表取締役および退任取締役に対する特別功労金贈呈の件
- 以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始は午後5時を予定しております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.united-arrows.co.jp>)に掲載いたします。

◎当社では、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られ、その代理人は1名とさせていただきます。なお、この場合、代理権を証明する書面を当社に提出していただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当社グループにおける各業態、事業のコンセプト等は以下のとおりとなります。

*印の業態、事業は、女性のお客様を主なターゲットとして展開しております。

◆株式会社ユナイテッドアローズ/(株)UA

ユナイテッドアローズ/UA	
ユナイテッドアローズ 総合店	同一店内で「ユナイテッドアローズ」と「ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ」を展開。
ユナイテッドアローズ	ファッション好奇心旺盛で、上品で上質なものを嗜好する大人の男女に向け、衣料品、生活雑貨をドレス軸で展開。国内外の最先端に行くデザイナーブランドと、定番として人々に永く愛用されてきたアイテム、および旬をとらえたアイテムをオリジナル商品で取りそろえる。
ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ	「精神的な美、永続的な若さ」をテーマとし、新しいことに敏感で柔軟な発想を持ち、自分に似合うおしゃれを知っている男女に向け、衣料品、生活雑貨をカジュアル軸で展開。
UAレーベル イメージストア	UA各店で取り扱うオリジナルブランドおよび仕入ブランドのイメージ向上を担うストア。「ザ・ソブリンハウス」「ディストリクト ユナイテッドアローズ」の2事業を展開。

<p>ユナイテッドアローズ グリーンレーベル リラクシング/GLR</p>	<p>「Be Happy〜ココロにいい、オシャレな毎日」をコンセプトに、日常生活を自分らしくHappyに過ごすことで心豊かでありたいと願う男女に向け、メンズ・ウィメンズのビジネスウェア、カジュアルウェア、キッズウェア、生活雑貨を展開。</p>
<p>クロムハーツ/CH</p>	<p>米国CH社の「CHROME HEARTS」ブランドの商品のみを取り扱うブランドショップ。レザーウェア、シルバークセサリー、ジュエリー、家具、小物類などのあらゆるアイテムにおいて、ラグジュアリーなライフスタイルを提案。</p>
<p>アナザーエディション /AE</p>	<p>* トレンドや周囲に流されず、自分の個性や創造性を、ファッションを通じて主張したいと思う女性に向け、「My Favorite Thing」をコンセプトに、エッジの効いたアイテムからベーシックなものまで幅広く展開し、お客様の「探していたもの」がきっと見つかるお店。</p>
<p>ジュエルチェンジズ /JC</p>	<p>* ファッションを通じて女性であることを楽しみ輝きたいと願う女性に向け、「今、着たい」デザインやテイストにあふれつつも、素材感とサイジングにこだわった品のある衣料品、服飾雑貨を展開し、洗練された艶っぽさのあるスタイルを提案。</p>
<p>オデット エ オディール ユナイテッドアローズ /OEO</p>	<p>* シューズも大切なファッションアイテムのひとつとして考える女性に向け、シューズと服飾雑貨を展開。メインとなるオリジナル商品は高いデザイン性とこなれた価格帯、履き心地のバランスに優れ、コーディネートをより魅力的に輝かせる上質な一足を提案。</p>
<p>ドゥローワ</p>	<p>* おしゃれを楽しみたい世代を超えた大人の女性に向け、際立って上質で洗練された逸品と、それを引き立たせるようなベーシックとモードのバランスが絶妙なコーディネート提案や店舗空間を通じて、特別な高揚感を感じていただけるお店。</p>
<p>アーキペラゴ ユナイテッドアローズ</p>	<p>* AE、JC、OEOなど個性豊かなウィメンズブランドを展開する複合店。各ブランドのテイストを表現しながらも幅広いテイストミックス、再編集することで「商品を遊ぶ楽しさ」「新しいミックススタイル」を提案。</p>
<p>ジ エアポート ストア ユナイテッドアローズ</p>	<p>UA業態の商品を中心に、空港限定オリジナル企画商品をミックス編集し、「トラベル」「ビジネス」「デイリー」「ギフト」の4つのテーマから、楽しい旅をサポート。</p>
<p>ザ ステーション ストア ユナイテッドアローズ</p>	<p>駅構内の商業スペースに出店し、複数の業態からセレクトした商品とステーションストア限定商品をミックス編集して提案するストア。「ファッション」「コンビニエンス」「ギフト」をキーワードに、ウィメンズのウェアから服飾雑貨まで、毎日を豊かに過ごすためのアイテムを提案。</p>

ザ ハイウェイ ストア ユナイテッドアローズ	高速道路のサービスエリア・パーキングエリアに出店し、複数の業態からセレクトした商品とハイウェイストア限定商品をミックス編集して提案するストア。「ファッション」「コンビニエンス」「ギフト」をキーワードに、ドライブや旅を楽しむためのアイテムを提案。
---------------------------	--

※ (株)UAにおける以下の8事業につきましては、「スモールビジネスユニットおよびUAラボ (S. B. U. およびUAラボ)」として取りまとめて表記しております。

「アナザーエディション」「ジュエルチェンジズ」「オデット エ オディー ル ユナイテッドアローズ」「ドゥロワー」「アーキペラゴ ユナイテッドアローズ」「ジ エアポート ストア ユナイテッドアローズ」「ザ ステーション ストア ユナイテッドアローズ」「ザ ハイウェイ ストア ユナイテッドアローズ」

◆株式会社フィーゴ

フェリージ	イタリア製革小物ブランド「フェリージ」の日本総代理店として、小売直営店の運営と、セレクトショップ、百貨店などへの卸事業を展開。
-------	---

◆株式会社コーエン

コーエン	値頃感がありつつ、ファッション感度の高いマーケットに向けて、メンズ・ウィメンズのカジュアルブランド「コーエン」を展開。「Easy Chic～気軽に洒落を楽しもう～」をテーマに、手頃で程よい時代性を取り入れたカジュアルウェアを提案。
------	---

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災直後の消費自粛傾向が緩和されつつあるものの、電力供給の制約懸念による経済活動の停滞、厳しい雇用環境、円高の進行、原材料価格の高騰、深刻化する欧州債務問題、タイ洪水の製造業に対する悪影響などにより、予断を許さない状況が継続しております。

衣料品小売業界におきましては、震災からの復旧に伴う個人消費の持ち直し、クールビズ関連衣料の売上拡大といった明るい材料はありましたが、不安定な気候の影響により冬物および春物衣料の販売動向に遅れが生じる

など、先行き不透明な環境が続いております。

このような状況の下、当社グループにおきましては、「商品・販売・宣伝部門の連携の徹底強化と、メリハリの利いたコストコントロールにより、さらに収益性を高め、連結経常利益の過去最高益（平成18年3月期の連結経常利益7,639百万円）を更新する」を経営方針とし、構成する各会社および事業ごとの成長ステージに応じた施策および出店を実施することで、企業価値の向上に努めてまいりました。

株式会社ユナイテッドアローズでは、2つの重点課題への取組みを着実に推進いたしました。

① 商品・販売・宣伝部門の連携サイクルの強化

当社の競争力を生み出す基本的な業務である商品、販売、宣伝部門の連携サイクルの徹底強化と精度向上を図ることで売上高、収益向上につなげてまいりました。商品部門においては、販売部門から収集したお客様の声を活用し、品ぞろえの精度向上につなげる取組みを強化いたしました。販売部門においては、店舗マネジメント力を向上させ販売力を強化したほか、陳列装飾の精度向上に取組みました。宣伝部門においては、店頭の商品展開と連動した上で、各種販促ツール、ウェブサイト、ソーシャルメディアやマスメディアを戦略的に使い分けた宣伝活動を実施しました。

この結果、単体の売上高は前期比12.1%増の95,406百万円となったほか、小売+ネット通販既存店売上高前期比は9.2%増、小売既存店売上高前期比は6.1%増と大幅に伸長いたしました。

② 生産性の向上とメリハリの利いたコストコントロール

収益に応じたコストコントロールをきめ細かに行なうことにより収益性を高めたほか、商品の消化施策の計画精度を高め、消化率を週次で適正管理することで、たな卸資産の効率改善につなげました。また、部署間の連携強化と日々の業務改善による生産性の向上に注力いたしました。

この結果、単体の販売費及び一般管理費につきましては、上記①の重点施策実施に伴い、広告宣伝費および販売促進費合計の売上高比率が前期に比較し0.9ポイント上昇いたしました。その他のコスト効率の向上に伴い、単体での売上高販管費率は前期に比較し0.1ポイント増に抑えることができました。

また、上述の商品計画精度の向上等に伴い、売上が伸長する一方で、当事業年度末における単体のたな卸資産（商品および貯蔵品）は、前期末に比較し194百万円減（1.3%減）となりました。

出退店では、ユナイテッドアローズ業態：9店舗の出店、グリーンレーベル リラクシング業態：8店舗の出店、2店舗の退店、クロムハーツ業態：1店舗の出店、スモールビジネスユニット：8店舗の出店、1店舗の退店、アウトレット：2店舗の出店、1店舗の退店を実施し、当事業年度末の小売店舗数は170店舗、アウトレットを含む総店舗数は186店舗となりました。

連結子会社の株式会社フィーゴでは、商品の納期遅れの影響があったものの、メールマガジンやポイントカードのキャンペーンなどの販促施策に加えて、スマートフォンやタブレット端末に対応した限定モバイルツールケースのヒットや革小物を中心とした高いギフト需要により、増収増益となりました。出退店では直営店が1店舗の退店、アウトレットが1店舗の出店を実施し、当事業年度末の小売店舗数は直営10店舗、アウトレットを含む総店舗数が11店舗となりました。

連結子会社の株式会社コーエン（決算月：1月）では、販売部門から収集したお客様の声を活用し、適時に適品を供給するなど品ぞろえの精度向上に加え、販売力の強化、各種販売キャンペーンの実施などにより、小売およびネット通販の既存店売上が好調に推移し、増収・経常黒字化いたしました。出退店では6店舗の出店を実施し、当事業年度末（平成24年1月末）の小売店舗数は40店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高につきましては、前期比12.7%増の102,052百万円となり、平成元年の当社創業から初めて1,000億円を突破いたしました。売上総利益率につきましては、主に単体のビジネスユニットにおける値引きロスが減少したことなどにより、前期比1.5ポイント改善の54.5%となりました。販売費及び一般管理費率につきましては、前述の通り主に単体において積極的な販売促進策を実施いたしました。その他のコスト効率の向上に伴い、連結においては前期比0.2ポイント減の44.6%となりました。

以上により、当連結会計年度の営業利益は10,193百万円（前期比38.0%増）、経常利益は10,272百万円（前期比41.9%増）となり、これまでの最高益であった平成18年3月期の連結経常利益7,639百万円を更新いたしました。また、店舗の移転、改装などに伴う減損損失433百万円、取締役2名に対する特別功労金430百万円など合計908百万円を特別損失に計上いたしました。また、前期においても資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額921百万円や減損損失408百万円など合計1,417百万円を特別損失に計上しているため、税金等調整前当期純利益は、前期比58.0%増の9,364百万円となりました。

また、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する会計年度より法人税率が変更されることとなりました。これにより、平成24年4月1日から開始する会計年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率が変更されたことなどに伴い、法人税等調整額が増加しました。これらの結果、当期純利益は5,016百万円（前期比39.5%増）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、2,576百万円であり、その主なものは、新規出店および既存店舗の改装投資、ならびにソフトウェアへの投資によるものであります。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(企業集団の財産及び損益の状況)

区 分	第20期 平成21年3月期	第21期 平成22年3月期	第22期 平成23年3月期	第23期 (当連結会計年度) 平成24年3月期
売 上 高(百万円)	79,665	83,504	90,571	102,052
経 常 利 益(百万円)	4,283	5,037	7,240	10,272
当 期 純 利 益(百万円)	1,274	1,403	3,596	5,016
1株当たり当期純利益 (円)	30.19	33.26	97.02	158.74
総 資 産(百万円)	46,821	46,163	45,716	51,278
純 資 産(百万円)	23,004	23,327	15,103	19,291
1株当たり純資産額 (円)	545.02	552.68	478.39	609.66

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(当社の財産及び損益の状況)

区 分	第20期 平成21年3月期	第21期 平成22年3月期	第22期 平成23年3月期	第23期 (当事業年度) 平成24年3月期
売 上 高(百万円)	76,582	78,657	85,090	95,406
経 常 利 益(百万円)	4,866	5,943	7,061	9,505
当 期 純 利 益(百万円)	2,074	2,011	2,919	4,502
1株当たり当期純利益 (円)	49.14	47.65	78.74	142.46
総 資 産(百万円)	45,901	46,410	45,197	50,145
純 資 産(百万円)	23,865	24,796	15,894	19,568
1株当たり純資産額 (円)	565.43	587.48	503.46	618.41

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社フィーゴ	40百万円	100.0%	イタリア製の鞆等の輸入、卸売および販売
株式会社コーエン	100百万円	100.0%	衣料品および身の回り品の小売

(4) 対処すべき課題

当社は、平成25年3月期の単年度経営方針として「商品・販売・宣伝部門連携の精度を向上させ、競合他社との差別化を図り、売上高・利益を追求し続けることで、連結経常利益の過去最高益を更新する」を掲げております。この単年度方針達成に向け、以下3つの全社方針を掲げております。

①商品・販売・宣伝部門連携の勝ちオペレーションの確立

商品・販売・宣伝部門の連携サイクルのさらなる精度向上を目指し、さまざまな施策に取り組んでまいります。商品部門は、オリジナル企画商品の開発力とMD（商品計画）検証力の向上を図ります。これにより、プロパー消化率の向上と売上総利益額の最大化を目指します。販売部門は、店頭陳列やMD検証力を向上させることで、買上客数の向上による売上計画の達成を目指します。宣伝部門は、事業特性や時代性をとらえた宣伝活動を行うことで、新規のお客様の獲得と既存のお客様のファン化促進による入店客数の向上を目指し、商品・販売部門の目標達成の下支えにつなげます。これらの取組みによって、引き続き既存事業の強化を図ります。

②新規事業開発による新たな価値の創造

当社は不採算事業の撤退を優先し、新規事業開発を一時的に休止しておりましたが、平成25年3月期は再成長に向けて、新たな挑戦をするための体制が整ったと判断しております。そのため新規事業開発を再開し、既存のビジネスモデルやブランドロイヤルティに頼らないような新しい切り口の事業展開に挑戦してまいります。新規事業の運営には、全社のサポート体制を敷くことで、早期の安定稼働と収益化を目指します。

③生産性向上による利益の拡大

既存事業の強化や新規事業の開発を行う一方、管理面では引き続きメリハリのあるコストコントロールと、業務効率の改善による生産性向上を目指した取組みを行います。売上・利益状況に応じた柔軟なコスト管理を実施するとともに、各自が収支意識を持ち、関連部署間の連携強化と各業務改善による生産性向上に取り組んでまいります。

平成25年3月期の出店につきましては、株式会社ユナイテッドアローズでは、「ユナイテッドアローズ」、「ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ」、「ユナイテッドアローズ グリーンレーベル リラクシング」を中心に積極的な出店を行い、新規出店28、退店4、期末店舗数209を、株式会社フィーゴが新規出店2、退店1、期末店舗数12を、また株式会社コーエンが新規出店9、期末店舗数49を見込んでおります。また、ネット通販につきましても、グループ各社において継続強化してまいります。

以上により、平成25年3月期の連結業績予想につきましては、売上高111,469百万円（前期比9.2%増）、営業利益11,134百万円（前期比9.2%増）、経常利益11,119百万円（前期比8.2%増）、当期純利益6,414百万円（前期比27.9%増）を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

当社グループは、紳士服・婦人服などの衣料品ならびに関連商品の企画、仕入および販売を行っております。

なお、商品別の売上高および売上高構成比は次のとおりであります。

商 品 別	第23期（当連結会計年度） 平成24年3月期		（参考）第22期 平成23年3月期	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
メ ン ズ	31,436	30.8	27,814	30.7
ウ イ メ ン ズ	41,638	40.8	35,037	38.7
シルバー&レザー	7,808	7.7	6,295	6.9
雑 貨 等	2,451	2.4	4,405	4.9
そ の 他	18,717	18.3	17,019	18.8
合 計	102,052	100.0	90,571	100.0

- (注) 1. シルバー&レザーとは、「CHROME HEARTS」ブランドの銀製装飾品および皮革製ウエアであります。
2. 数量については、商品内容が多岐にわたり、その表示が困難なため記載を省略しております。
3. 「その他」には、アウトレット、催事販売および連結子会社である株式会社フィーゴ、株式会社コーエンの売上高が含まれております。

(6) 主要な事業所および店舗（平成24年3月31日現在）

- ① 本 社 東京都渋谷区神宮前二丁目31番12号
- ② 本部オフィス 東京都港区赤坂八丁目1番19号
- ③ 店 舗

（単位：店）

	期末店舗数		
	第23期 平成24年3月期	第22期 平成23年3月期	増減
当社グループ計	237	207	30
(株) U A	186	162	24
U A 業 態	59	51	8
G L R 業 態	49	42	7
C H 業 態	7	6	1
S : B : U お よ び U A ラ ボ	55	48	7
ア ウ ト レ ッ ト	16	15	1
(株) フィーゴ	11	11	—
(株) コーエン	40	34	6

- (注) 1. U A業態の第23期末店舗数には、ユナイテッドアローズ総合店（12店舗）、ユナイテッドアローズ（16店舗）、ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ（29店舗）、U Aレーベル イメージストア（2店舗）が含まれております。
2. G L R業態の第23期末店舗数には、年度末日に退店した1店舗が含まれております。
3. S . B . U . およびU Aラボの第23期末店舗数には、アナザーエディション事業（14店舗）、ジュエルチェンジズ事業（7店舗）、オデット エ オディール ユナイテッドアローズ事業（21店舗）、ドゥロワー事業（6店舗）、アーキペラゴ ユナイテッドアローズ事業（1店舗）、ジ エアポート ストア ユナイテッドアローズ事業（3店舗）、ザ ステーション ストア ユナイテッドアローズ事業（2店舗）、ザ ハイウェイ ストア ユナイテッドアローズ事業（1店舗）が含まれております。

(7) 従業員の状況（平成24年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,033名 (482)名	241名増 (81)名増

- (注) 1. 当社グループは紳士服・婦人服等の衣料品ならびに関連商品の企画・販売を行っている単一セグメント・単一事業部門であるため、グループ全体での従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業員数であり、特別従業員を154名含んでおります。特別従業員とは、育児や本人の身体上の理由により就業規則に定める勤務時間での就業が困難な者に対し、勤務時間等を個別に取り決めた従業員をいいます。また、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,855名 (309)名	208名増 (35)名増	30.1歳	4.8年

- (注) 従業員数は就業員数であり、特別従業員を153名含んでおります。特別従業員とは、育児や本人の身体上の理由により就業規則に定める勤務時間での就業が困難な者に対し、勤務時間等を個別に取り決めた従業員をいいます。また、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成24年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,613百万円
株式会社三井住友銀行	3,405
株式会社みずほ銀行	2,447

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成24年3月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 190,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 42,800,000株 |
| ③ 株主数 | 13,878名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
重松 理	3,362,000株	10.62%
株式会社エー・ディー・エス	2,168,100株	6.85%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505104	1,997,499株	6.31%
三菱商事株式会社	1,627,700株	5.14%
栗野宏文	1,283,000株	4.05%
岩城哲哉	1,273,800株	4.02%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社（信託口）	1,224,300株	3.87%
株式会社麟蔵	969,600株	3.06%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	814,990株	2.57%
株式会社ルコターゲット	800,000株	2.52%

- (注) 1. 持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社の保有する自己株式11,156,780株は上記の表中には含めておりません。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成24年3月31日現在）

旧商法に基づいて交付した新株予約権の状況は次のとおりです。

平成15年6月27日開催の定時株主総会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 324個
- ・新株予約権の目的である株式の種類および数 普通株式129,600株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 330,400円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

平成15年6月27日開催の取締役会において、旧改正商法附則（平成13年11月28日 法128号）第6条の規定に基づき、新株発行に代えて、当社が所有する自己株式を新株予約権を行使した者に移転することを決議いたしました。

- ・新株予約権を行使することができる期間
平成17年6月28日から平成25年6月26日まで
- ・新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、以下の区分に従い、各割当数の一部または全部を行使することができるものとします。（ただし、各新株予約権にかかる行使の条件に服するものとします。）

なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。ただし、発行日以降、新株予約権者が、新株予約権割当契約に定める新株予約権の当社への返還事由に該当した場合には、当該契約の定めるところによるものとします。

- a. 平成19年6月26日までは、割当数の25%まで、新株予約権を行使することができるものとします。
- b. 平成21年6月26日までは、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができるものとします。
- c. 平成23年6月26日までは、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができるものとします。
- d. 平成25年6月26日までは、割当数のすべてについて、新株予約権を行使することができるものとします。

②新株予約権行使日の前日の東京証券取引所における当社の株式の終値が、1株当たりの払込金額の1.25倍以上であることを要するものとします。

- ③新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役または従業員いずれかの地位を保有している場合に限るものとします。ただし、定年退職および関連会社への出向・転籍等その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではないものとします。
- ④新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合で、「新株予約権割当契約書」締結時に相続人を指定している場合（ただし権利行使は、新株予約権者死亡後1年もしくは権利行使期間満了日のいずれか早く到来する期日までとします。）、その者の相続人は新株予約権を行使することができるものとします。
- ⑤新株予約権の第三者への譲渡、質入その他の一切の処分は認めないものとします。
- ⑥その他の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	324個	129,600株	3名

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成24年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	重松 理	
代表取締役副社長	岩城 哲哉	株式会社フィーゴ代表取締役社長 株式会社コーエン代表取締役会長
取締役	竹田 光広	副社長執行役員 第一事業統括本部 統括本部長 兼 BB本部 本部長
取締役	藤澤 光徳	専務執行役員 第二事業統括本部 統括本部長 兼 チャネル開発本部担当
取締役	加藤 英毅	常務執行役員 経営企画室 兼 計画管理室 担当
取締役	小泉 正己	常務執行役員 管理本部 本部長
常勤監査役	酒井 由香里	
監査役	山川 善之	響きパートナーズ株式会社代表取締役社長 株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所取締役
監査役	橋岡 宏成	弁護士 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン社 外取締役 昭和情報機器株式会社社外監査役

- (注) 1. 監査役酒井由香里氏、山川善之氏および橋岡宏成氏は、社外監査役であります。
 2. 当社は、酒井由香里氏、山川善之氏および橋岡宏成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 当事業年度末日後の異動は、次のとおりであります。

・当社における地位および担当（平成24年4月1日付）

氏名	変更後	変更前
重松 理	取締役 会長	代表取締役 社長
岩城 哲哉	取締役 相談役	代表取締役 副社長
竹田 光広	代表取締役 社長執行役員	取締役 副社長執行役員 第一事業統括本部 統括本部長 兼 BB本部 本部長
加藤 英毅	取締役 常務執行役員 アライアンス担当	取締役 常務執行役員 経営企画室 兼 計画管理室 担当
小泉 正己	取締役 専務執行役員 管理本部 本部長 兼 計画管理室担当	取締役 常務執行役員 管理本部 本部長

・重要な兼職の状況（平成24年4月25日付）

氏名	変更後	変更前
岩城 哲哉	(退任)	株式会社コーエン代表取締役会長
竹田 光広	株式会社コーエン代表取締役会長	(新任)

- ② 事業年度中に退任した取締役および監査役
該当事項はありません。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取(う)ち社(外)取締役	6名 (-)	383百万円 (-)
監(う)ち社(外)監査役	3 (3)	24 (24)
合 計	9	407

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月25日開催の第18回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月25日開催の第18回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、平成24年6月27日開催の第23回定時株主総会において決議予定の特別功労金430百万円を特別損失に計上しております。

④ 社外役員に関する事項

- a. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役山川善之氏は、響きパートナーズ株式会社の代表取締役社長および株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の取締役であります。当社は響きパートナーズ株式会社および株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所との間に特別な関係はありません。

- b. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役橋岡宏成氏は、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの社外取締役および昭和情報機器株式会社の社外監査役であります。当社は株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインおよび昭和情報機器株式会社との間に特別な関係はありません。

- c. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 酒井 由香里	18回	100.0%	14回	100.0%
監査役 山川 善之	17回	94.4%	14回	100.0%
監査役 橋岡 宏成	16回	88.8%	14回	100.0%

(注)

- ・取締役会および監査役会における発言状況
各社外監査役は取締役会に出席し、監査役酒井由香里氏および監査役山川善之氏は主にコーポレートガバナンスの見地から、監査役橋岡宏成氏は弁護士としての専門的見地から意見を

述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、出席した監査役会においても、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて各人の専門的見地からも発言を行っております。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明以外に、社内プロジェクトに関するアドバイザー契約を締結し、助言・指導業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任の旨およびその理由を説明いたします。

また、会計監査人が公認会計士法に違反・抵触した場合および監督官庁からの監査業務停止処分を受けた場合、もしくは当社監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、当社監査役会は取締役会に対して、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社では、取締役、従業員の法令遵守に向けての体制を磐石なものとするため、当社を取り巻くリスクやコンプライアンス上の重要な問題を審議する機関として、社長を議長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置するとともに、「総務法務部」にて情報を集約し、対策を検討する体制としている。

万が一、コンプライアンス上疑義のある行為が発生・発覚した場合には、取締役および従業員が外部機関に匿名で通報できる「社内通報制度」を設け、どんなに小さな不正や不祥事をも見逃さない企業風土を醸成することとする。また、会社は通報内容を秘匿扱いとし、通報者に対して不利な扱いを行わないこととする。

職務執行にあたっては、「業務分掌規程」や「職務権限規程」により、各部署、各職責ごとの職務範囲や決裁権限を明確にし、適正な牽制、報告が機能する体制とする。

また、社長直轄の「内部監査室」が定期的に各店舗・各部署の内部監査を実施し、法令、定款への適合状況ならびに社内規程に基づく職務執行状況について確認を行うこととする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、情報種別に応じた保存期間を定め管理することとする。また、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

システム内に保存されている文書についても、情報システムに関する社内ルール、ガイドラインに基づいて閲覧権限を設定し、経営上の重要情報の保存、管理を徹底することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社を取り巻く各種リスク要因については、「危機管理規程」に基づいてリスク管理体制を構築することとする。また、当社の業務上重要なリスクに関しては「リスク・コンプライアンス委員会」にて規程やマニュアル、

ガイドライン等の設定を検討するとともに、危機発生時には「総務法務部」にて情報を集中管理の上、「リスク・コンプライアンス委員会」が対応を行うこととする。

また、当社を取り巻く環境変化に伴い、各部において常にリスク要因の見直しを行うとともに、規程や各種マニュアルの整備を継続して実施し、リスクの未然防止と発生時の適切な対応の両面からの体制整備を行うこととする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会としての職務執行上の意思決定は、法令および「取締役会規則」、「職務権限規程」等に則り行われることとする。

定時取締役会は原則月1回開催することとし、決議事項の審議と業務の執行状況や業績について報告を受けることとする。また、必要に応じて臨時取締役会を開催するとともに、取締役間にて随時打ち合わせを行うこととする。また、毎週開催される「経営会議」にて重要事項の討議や決議を行う体制を確立し、十分な議論の場の確保と経営スピード向上の両立を図っている。

執行役員制度を導入することにより、経営と業務執行の分離を図っている。取締役が経営上の重要な意思決定と監督機能に特化することで、職務執行を効率的に遂行する。

業務運営については、社内外の定性的・定量的情報を総合的に勘案した中期的な展望に基づいて「経営方針」ならびに「中期経営計画」および「単年度経営計画」を策定するとともに、各部の進捗状況を取締役が都度確認し、具体的な施策を講じることができる体制を構築することとする。

⑤ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社については、各関係会社の自主的な運営を重んじつつ「関係会社管理規程」に基づいてグループ会社管理の基本方針や体制を定め、この規程に沿って、業務上の重要事項についての必要な決裁や報告制度等の管理体制を整備していくこととする。関係会社の管理面での体制整備（規程や職務権限等）については、各関係部門が連携して必要に応じて指導、支援を行うこととすると同時に、当社の「内部監査室」が関係会社に対しても内部監査を実施することにより、法令、定款への適合状況や社内規程に基づく職務執行状況について確認を行うこととする。

また、内部通報制度を関係会社へも展開することにより、コンプライアンス体制の充実を図ることとする。

さらに、財務報告に係る内部統制に関しては、関係会社も含めた必要な体制構築を継続的に行うことで、財務報告の信頼性、ひいては社会的信頼性を確保、向上し続けるものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は設置していないが、監査役が必要とした場合、監査役の職務の補助をする使用人を置くことができることとする。その使用人の任命、異動、評価、懲戒等については、監査役会と協議の上決定することとする。

- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会等の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会、「経営会議」その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役および従業員に説明を求めたり、必要な書類の閲覧を行ったりすることができる。

監査役の選任については、社外監査役を基本とし、対外透明性を確保することとする。

また、監査役会は、会計監査人、弁護士その他の外部アドバイザーを適宜活用できることとする。

- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然たる態度を貫き、一切の関係を遮断することを基本方針とする。

また、当社は「総務法務部」を対応部署とし、顧問弁護士や警察および公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関ならびに各地区の防犯顧問と連携して反社会的勢力排除のための社内体制の整備と情報収集を行うものとする。

(6) 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は株式の大量の買付であっても、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に当社にとっては、高いストアロイヤルティの維持が経営上極めて重要であり、当社の中期的な企業価値の向上とともに、株主の皆様の利益に繋がるものであると確信しております。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成26年3月期に向けた中期経営目標として、「既存事業の徹底強化」、「新チャネルへの展開」および「新ドメインへの進出」の推進により、「ナンバー1の高感度ファッション専門店グループ」の地位を確立し、その先の事業拡大の道筋をつけてまいります。

・既存事業の徹底強化

引き続き既存事業の徹底強化を事業戦略の軸といたします。小売・ネット通販既存店の継続強化とともに、成長けん引業態と位置づけた「ビューティ&ユースユナイテッドアローズ」、「ユナイテッドアローズ グリーンレーベル リラッキング」業態と「コーエン」につきましては、積極的な新規出店を行うことで成長拡大を目指してまいります。また、マーケットニーズを徹底して調査・分析することにより、既存ドメイン・既存チャネル内における新規事業開発も積極的に推

進してまいります。

- ・新チャネルへの展開

お客様との接点を積極的に拡大する新チャネルの開拓を推進します。

平成23年3月期には、空港内商業施設をターゲットとした新業態「ジ エアポート ストア ユナイテッドアローズ」の出店を行い、平成24年3月期には、駅構内の商業スペースに向けた「ザ ステーション ストア ユナイテッドアローズ」および高速道路のサービスエリアに向けた「ザ ハイウェイ ストア ユナイテッドアローズ」をスタートいたしました。それぞれのチャネルにおける成功モデルを早期に確立し、今後の出店戦略に活かしてまいります。

- ・新ドメインへの進出

これまで当社が培ってきたブランド・エクイティを活用し、アライアンス、ライセンスなど他社との協業により、さらなるビジネスポテンシャルが見込まれる生活雑貨や家具などファッション以外の新しいドメインへの事業展開を検討してまいります。平成24年2月には、新たに「住」ドメインにつきまして、当社の店舗環境づくりで培ったノウハウを住空間に活かす取組みを発表いたしました。今後につきましても、当社の企業理念である“新しい「日本の生活文化の規範」となる価値観を創造し続ける”ために、既存のビジネスの概念にとらわれない手法でビジネス領域の拡大を図ってまいります。

当社は、上記事業戦略の推進により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成23年5月11日の当社取締役会および平成23年6月23日開催の当社第22回定時株主総会の決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株券等に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的とするものです。

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定め

ています。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、それ以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

当社は、本プランにおける対抗措置の発動の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外監査役等のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

買収者は、買付等に先立ち、買付等の内容の検討に必要な所定の情報を提供することが求められます。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買収者の買付等の内容に対する意見や根拠資料、代替案等の情報を提供するように要求することができ、買付等の内容や当社取締役会の代替案等の検討、買収者との協議・交渉等を行います。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や、当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たすと判断する場合には、当社取締役会に対して、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が原則として買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる対抗措置の発動を勧告します。当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する決議を行います。また、当社取締役会は、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

本プランに従って新株予約権無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、原則として、平成23年6月23日開催の当社第22回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされています。

4. 具体的取組みについての当社取締役会の判断およびその理由

当社の既存事業の成長戦略と新規事業開発戦略に加えた中期的な事業戦略の実行は、当社の中期的な企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上のための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的とするものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、「企

業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足していること、平成23年6月23日開催の当社第22回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合に株主総会を招集し本プランの発動の是非について株主の皆様の意思を確認できることとしていること、その有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されていること等株主意思を重視するものであること、本プランの発動に際しての実質的な判断は、独立性を有する社外監査役等のみから構成される独立委員会により行われること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者専門家等の助言を受けられるものとされていることなど、その判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組となっていること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、株主の共同の利益を損なうものでないとともに、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	31,149	流動負債	24,536
現金及び預金	7,084	買掛金	7,528
売掛金	23	短期借入金	2,500
商品	14,665	1年内返済予定の長期借入金	3,541
貯蔵品	204	未払金	4,210
前渡金	15	未払費用	56
前払費用	282	未払法人税等	3,740
繰延税金資産	1,472	前受金	27
未収入金	6,767	預り金	318
関係会社短期貸付金	500	前受収益	26
その他の	135	賞与引当金	1,933
貸倒引当金	△1	役員賞与引当金	99
固定資産	18,995	資産除去債務	91
有形固定資産	8,073	その他	461
建物	6,423	固定負債	6,040
構築物	12	長期借入金	3,773
器具備品	937	資産除去債務	1,742
土地	569	役員退職慰労引当金	517
建設仮勘定	130	その他	7
無形固定資産	1,670	負債合計	30,576
地上権	1,183	(純資産の部)	
商標権	9	株主資本	19,539
ソフトウェア	451	資本金	3,030
ソフトウェア仮勘定	5	資本剰余金	4,095
電話加入権	19	資本準備金	4,095
投資その他の資産	9,251	利益剰余金	23,877
投資有価証券	129	利益準備金	31
関係会社株式	2,200	その他利益剰余金	23,846
長期未収入金	21	繰越利益剰余金	23,846
長期前払費用	521	自己株式	△11,463
繰延税金資産	478	評価・換算差額等	28
差入保証金	5,927	その他有価証券評価差額金	△21
貸倒引当金	△26	繰延ヘッジ損益	49
資産合計	50,145	純資産合計	19,568
		負債純資産合計	50,145

損 益 計 算 書

（平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		95,406
売 上 原 価		43,770
売 上 総 利 益		51,636
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		42,236
営 業 利 益		9,399
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
受 取 配 当 金	4	
為 替 差 益	29	
仕 入 割 引	39	
関 係 会 社 業 務 受 託 料	27	
そ の 他	179	289
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	132	
支 払 手 数 料	1	
そ の 他	49	182
経 常 利 益		9,505
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	36	
減 損 損 失	431	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	430	
そ の 他	6	903
税 引 前 当 期 純 利 益		8,602
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,570	
法 人 税 等 調 整 額	△470	4,100
当 期 純 利 益		4,502

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
平成23年4月1日 残高	3,030	4,095	31	20,275	△11,537	15,893
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△915		△915
当期純利益				4,502		4,502
自己株式の処分				△14	74	59
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	3,571	74	3,646
平成24年3月31日 残高	3,030	4,095	31	23,846	△11,463	19,539

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	
平成23年4月1日 残高	△11	12	15,894
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△915
当期純利益			4,502
自己株式の処分			59
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△10	37	27
事業年度中の変動額合計	△10	37	3,673
平成24年3月31日 残高	△21	49	19,568

個別注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生ずる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品 …………… 総平均法

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………… ・リース資産以外の有形固定資産

建物（建物附属設備は除く）

・平成19年3月31日以前に取得したものの旧定額法によっております。

・平成19年4月1日以降に取得したものの定額法によっております。

建物以外

・平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。

・平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。

② 無形固定資産 …………… ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法、それ以外の無形固定資産については定額法によっております。

③ 長期前払費用 …………… 定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金
従業員への賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員への賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員への退職慰労金の支出に充てるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

なお、平成19年6月25日開催の第18回定時株主総会において退職慰労金制度の廃止及び同日までの在任期間に対する退職慰労金を各取締役それぞれの退任の際に支給されることが決議されたことにより、同日以降の役員退職慰労引当金計上を行っておりません。

(追加情報)

平成24年3月23日開催の取締役会において、平成24年4月1日をもって取締役会長となった重松理と取締役相談役となった岩城哲哉に対して、代表取締役在任中の功績に鑑み、総会での承認を条件として功労金430百万円を贈呈することを決定したことに伴い、その全額を当事業年度において役員退職慰労引当金繰入額として特別損失に計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては特例処理によっております。

(5) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(6) 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	8,494百万円
(2) 関係会社に対する債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	557百万円
関係会社に対する短期金銭債務	69百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
仕入高	369百万円
営業費用	0百万円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	36百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	11,156,780株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金否認	184百万円
一括償却資産損金算入限度超過額	54百万円
未払事業税否認	267百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	403百万円
減損損失	440百万円
商品評価損	159百万円
サンプル商品評価損	42百万円
資産除去債務	290百万円
その他	583百万円
繰延税金資産小計	2,426百万円
評価性引当額	△184百万円
繰延税金資産合計	2,241百万円
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△30百万円
資産除去債務	△260百万円
繰延税金負債合計	△290百万円
繰延税金資産の純額	1,950百万円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、商品盗難防止ゲート等についてはリース契約により使用しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	618円41銭
1株当たり当期純利益	142円46銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	33,207	流動負債	25,696
現金及び預金	8,146	支払手形及び買掛金	7,983
売掛金	179	短期借入金	2,800
商 品	15,548	1年内返済予定の長期借入金	3,541
貯 蔵 品	204	未 払 金	4,381
未 収 入 金	7,156	未 払 法 人 税 等	3,866
繰延税金資産	1,552	賞与引当金	1,993
そ の 他	423	役員賞与引当金	99
貸倒引当金	△3	資産除去債務	91
固定資産	18,071	そ の 他	939
有形固定資産	8,685	固定負債	6,290
建物及び構築物	6,969	長期借入金	3,773
土 地	569	資産除去債務	1,954
建設仮勘定	137	役員退職慰労引当金	521
そ の 他	1,009	繰延税金負債	33
無形固定資産	1,725	そ の 他	7
そ の 他	1,725	負債合計	31,987
投資その他の資産	7,659	(純資産の部)	
投資有価証券	129	株 主 資 本	19,262
差入保証金	6,478	資 本 金	3,030
繰延税金資産	494	資 本 剰 余 金	4,095
そ の 他	583	利 益 剰 余 金	23,600
貸倒引当金	△26	自 己 株 式	△11,463
資産合計	51,278	その他の包括利益累計額	28
		その他有価証券評価差額金	△21
		繰延ヘッジ損益	49
		純資産合計	19,291
		負債純資産合計	51,278

連 結 損 益 計 算 書

（平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		102,052
売 上 原 価		46,390
売 上 総 利 益		55,661
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		45,468
営 業 利 益		10,193
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	4	
為 替 差 益	38	
貸 貸 収 入	14	
仕 入 割 引	39	
そ の 他	167	265
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	133	
貸 貸 費 用	11	
支 払 手 数 料	1	
そ の 他	40	186
経 常 利 益		10,272
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	38	
減 損 損 失	433	
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金 繰 入 額	430	
そ の 他	6	908
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		9,364
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,776	
法 人 税 等 調 整 額	△428	4,347
当 期 純 利 益		5,016

連結株主資本等変動計算書

（平成23年4月1日から）
（平成24年3月31日まで）

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成23年4月1日 残高	3,030	4,095	19,514	△11,537	15,102
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△915		△915
当期純利益			5,016		5,016
自己株式の処分			△14	74	59
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	4,086	74	4,160
平成24年3月31日 残高	3,030	4,095	23,600	△11,463	19,262

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
平成23年4月1日 残高	△11	12	15,103
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△915
当期純利益			5,016
自己株式の処分			59
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△10	37	27
連結会計年度中の変動額合計	△10	37	4,188
平成24年3月31日 残高	△21	49	19,291

連結注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 (株)フィーゴ

(株)コーエン

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち(株)コーエンの決算日は、1月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、2月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(a) 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券

法

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(b) デリバティブ取引により生ずる

債権（及び債務）の評価基準及

び評価方法

時価法

(c) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品 …………… 総平均法

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- 有形固定資産 …………… ・リース資産以外の有形固定資産
建物（建物附属設備は除く）
・平成19年3月31日以前に取得したものの
旧定額法によっております。
・平成19年4月1日以降に取得したものの
定額法によっております。
- 建物以外
・平成19年3月31日以前に取得したものの
旧定率法によっております。
・平成19年4月1日以降に取得したものの
定率法によっております。
- 無形固定資産 …………… ソフトウェアについては、社内における利用可能期間
（5年）による定額法、それ以外の無形固定資産につ
いては定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。

(c) 役員賞与引当金

役員への賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。

(d) 役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支出に充てるため、当社内規に基づく連結会計年度末要支給見積額を計上しております。

なお、平成19年6月25日開催の第18回定時株主総会において退職慰労金制度の廃止及び同日までの在任期間に対する退職慰労金を各取締役それぞれの退任の際に支給されることが決議されたことにより、同日以降の役員退職慰労引当金計上を行っておりません。

(追加情報)

平成24年3月23日開催の取締役会において、平成24年4月1日をもって取締役会長となった重松理と取締役相談役となった岩城哲哉に対して、代表取締役在任中の功績に鑑み、総会での承認を条件として功労金430百万円を贈呈することを決定したことに伴い、その全額を当連結会計年度において役員退職慰労引当金繰入額として特別損失に計上しております。

④ ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理によっております。また、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては特例処理によっております。

⑤ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(6) 追加情報

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

9,166百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	42,800,000	—	—	42,800,000

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,229,180	—	72,400	11,156,780

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少72,400株は、新株予約権の行使による減少72,400株によるものであります。

(3) 新株予約権等に関する事項

会社名	内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成15年新株予約権	普通株式	451,600	—	72,400	379,200	—
合 計			451,600	—	72,400	379,200	—

(注) 1. 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要
減少は権利行使によるものであります。

(4) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成23年6月23日 定 時 株 主 総 会	普通株式	599	19	平成23年3月31日	平成23年6月24日
平成23年11月7日 取 締 役 会	普通株式	316	10	平成23年9月30日	平成23年12月5日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成24年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成24年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	822	26	平成24年3月31日	平成24年6月28日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、紳士服・婦人服等の衣料品並びに関連商品の企画・仕入及び販売等を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、取引先企業との業務または資本提携等に関する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。不動産賃借等物件に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の経済的破綻等によりその一部または全額が回収できないリスクがあります。当該リスクに関しては、所定の管理マニュアルに従い、定期的に差入先・預託先の財政状態を把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」に記載されている「ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

(b) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、為替相場の状況により、輸入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債務に対する先物為替予約を行っております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、取引権限や限度額等を定めたデリバティブ取引管理規程に基づき、これに従い財務経理部が取引を行い、財務経理部において記帳及び契約先と残高照合等を行っております。月次の取引実績は、財務経理部所管の役員及び経営会議に報告しております。

(c) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	8,146	8,146	—
(2) 売掛金	179	179	—
(3) 未収入金	7,156	7,156	—
(4) 差入保証金	6,478	5,872	606
(5) 投資有価証券 その他有価証券	129	129	—
資産計	22,090	21,484	606
(6) 支払手形及び買掛金	7,983	7,983	—
(7) 短期借入金	2,800	2,800	—
(8) 未払金	4,381	4,381	—
(9) 未払法人税等	3,866	3,866	—
(10) 長期借入金	7,314	7,315	0
負債計	26,346	26,346	0
(11) デリバティブ取引 (※)			
①ヘッジ会計が適用されているもの	80	73	7
デリバティブ取引計	80	73	7

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債等の利回り等適切な利率で割引いた現在価値により算定しております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計 上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	162	129	△33
合 計		162	129	△33

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの： 該当するものではありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの： ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定 ・受取変動	長期借入金	600	300	△7	取引先金融機関から提示された価格等によっている。
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	1,364	—	80	先物為替相場によっている。
合 計			1,964	300	73	

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)
現金及び預金	8,146
売掛金	179
未収入金	7,156

(注) 3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)
長期借入金	3,541	3,773

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	609円66銭
1株当たり当期純利益	158円74銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月18日

株式会社 ユナイテッドアローズ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 中川正行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中塚 亨 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユナイテッドアローズの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月18日

株式会社 ユナイテッドアローズ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川正行 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユナイテッドアローズの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユナイテッドアローズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月22日

株式会社ユニテッドアローズ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 酒 井 由 香 里[Ⓔ]

監 査 役(社外監査役) 山 川 善 之[Ⓔ]

監 査 役(社外監査役) 橋 岡 宏 成[Ⓔ]

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第23期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、前期の期末普通配当（19円）に比べ、1株につき7円の増配となります。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき26円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は822,723,720円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成24年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

今後の多岐に亘る事業拡大の可能性に備え、事業目的を追加・変更するとともに、用語および表現等の統一や見直しを図り、号数の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであり、表中の太字にて説明をしております。また、新たな文言には下線を付しております。

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。
1. 紳士服・婦人服・子供服並びに靴・鞆・時計・眼鏡・傘・帽子・服飾品・寝具・室内装飾品・音響機器・家庭用電気製品・家具・食器・化粧品・タオル・ペット用品・日用雑貨品・宝飾品の企画・輸出入・販売及び食料品の輸出入・販売	(変更案第1号に統合)
(現行第1号に第8号、第10号の一部を統合、一部新設)	1. 紳士服・婦人服・子供服並びに靴・鞆・時計・眼鏡・傘・帽子・服飾品・寝具・室内装飾品・音響機器・ <u>電子メディアを含むソフトウェア</u> ・家庭用電気製品・ <u>書籍</u> ・ <u>車両</u> ・家具・食器・化粧品・タオル・ペット用品・日用雑貨品・宝飾品・ <u>植物</u> ・食料品の企画、輸出入、 <u>小売販売</u> 、 <u>卸販売</u> 、 <u>委託販売</u> 並びに <u>レンタル</u> 及び <u>リース</u>
2. 前一号に掲げる商品の通信販売	(変更案第2号に統合)
(現行第2号に第3号を統合)	2. 前一号に掲げる商品の通信販売及びインターネットを利用した商品の販売
3. インターネットを利用した上記一号に掲げる商品の販売	(変更案第2号に統合)

現行定款	変更案
<p>4. 店舗開発・マーケット開発・ホテル開発・環境開発・都市開発に関する宣伝・調査・企画・コンサルタント業 (現行第4号から移設、一部新設)</p>	<p>(変更案第3号に移設)</p> <p>3. 店舗・マーケット・ホテル・環境・都市の企画、調査、開発、運営、宣伝及びコンサルタント業 (変更案第4号に統合)</p>
<p>5. レストラン・喫茶店の経営 (現行第5号に第6号を統合)</p>	<p>4. 飲食店及び喫茶店の経営並びにその人材の養成 (変更案第4号に統合)</p>
<p>6. レストラン・喫茶店における人材の養成</p>	<p>(変更案第4号に統合)</p>
<p>7. 不動産の売買、賃貸借及び管理 (現行第7号から移設、一部新設)</p>	<p>(変更案第5号に移設)</p>
<p>8. 生花の販売</p>	<p>5. 不動産の売買、賃貸借、維持及び管理並びに建物の内外装の企画、設計及び監修 (変更案第1号に統合)</p>
<p>9. 広告、宣伝に関する企画・製作 (現行第9号から移設)</p>	<p>(変更案第6号に移設)</p>
<p>10. 出版業並びに書籍の販売 (現行第10号から移設、一部新設)</p>	<p>6. 広告及び宣伝に関する企画及び製作 (変更案第1号および第7号に移設)</p>
<p>11. 古物売買並びにその受託販売 (現行第11号から移設)</p>	<p>7. 出版物の企画及びデザインの監修並びに出版業 (変更案第8号に移設)</p>
<p>12. 酒類の輸入及び販売 (現行第12号から移設)</p>	<p>8. 古物売買及びその受託販売 (変更案第9号に移設)</p>
<p>13. 加工・修理・クリーニング業 (現行第13号から移設) (新設)</p>	<p>9. 酒類の輸入及び販売 (変更案第10号に移設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>10. 加工、修理及びクリーニング業</p>
<p>(新設)</p>	<p>11. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の知的財産権の取得、売買及びライセンス</p>
<p>(新設)</p>	<p>12. 美容施設・文化教養施設・保養所の企画、設計、監修及び運営</p>
<p>14. 前各号に付帯関連する一切の業務</p>	<p>13. 労働者派遣事業、有料職業紹介事業及び人材コンサルタント業 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

当社取締役の重松理、岩城哲哉、竹田光広、藤澤光徳、加藤英毅、小泉正己の6氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、岩城哲哉、加藤英毅の両氏については本総会終結の時をもって退任いたします。

つきましては、次代の経営基盤の強化を見据えると共に、安定した経営を期すために、新たに1名の候補者を追加した上で、合計5名の取締役の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は以下のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	しげ まつ おさむ 重松 理 (昭和24年12月4日生)	平成元年10月 当社設立 代表取締役社長 平成16年6月 当社代表取締役会長 平成21年4月 当社代表取締役 社長執行役員 平成23年4月 当社代表取締役社長 平成24年4月 当社取締役会長 (現任)	3,362,000株
2	たけ だ みつ ひろ 竹田 光広 (昭和38年4月13日生)	昭和61年4月 兼松江商株式会社 (現兼松繊維株式会社) 入社 平成16年4月 兼松繊維株式会社 欧米輸入製品部 部長 平成17年9月 当社入社 平成18年7月 当社ブランドビジネス本部 本部長 兼 ブランドビジネス部 部長 平成20年7月 当社上席執行役員 事業開発本部 本部長 平成22年4月 当社上席執行役員 第一事業統括本部 統括本部長 兼 B B本部 本部長 平成22年6月 当社取締役 常務執行役員 第一事業統括本部 統括本部長 兼 B B本部 本部長 平成23年4月 当社取締役 副社長執行役員 第一事業統括本部 統括本部長 兼 B B本部 本部長 平成24年4月 当社代表取締役 社長執行役員 (現任) (他の会社の代表状況) 株式会社コーエン 代表取締役会長 (現任)	16,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	ふじ さわ みつ のり 藤 澤 光 徳 (昭和41年6月5日生)	平成2年3月 当社入社 平成17年10月 当社GLR本部 本部長 平成20年7月 当社上席執行役員 GLR本部 本部長 平成22年4月 当社上席執行役員 第二事業統括本部 統括本部長 兼 GLR本部 本部長 平成22年6月 当社取締役 常務執行役員 第二事業統括本部 統括本部長 兼 GLR本部 本部長 平成23年4月 当社取締役 専務執行役員 第二事業統括本部 統括本部長 兼 チャンネル開発本部担当 (現任)	25,500株
4	こ いずみ まさ み 小 泉 正 己 (昭和36年7月20日生)	平成7年7月 当社入社 平成12年4月 当社財務部 部長 平成16年12月 株式会社ネットプライス 監査役 平成18年6月 当社取締役 平成19年7月 当社取締役 管理本部 本部長 兼 財務経理部 部長 平成20年4月 当社取締役 管理本部 本部長 平成20年7月 当社取締役 常務執行役員 管理本部 本部長 平成24年4月 当社取締役 専務執行役員 管理本部 本部長 兼 計画管理室担当 (現任)	32,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
※ 5	ひがし ひろ ゆき 東 浩 之 (昭和40年8月28日生)	昭和63年4月 株式会社ワールド入社 平成8年3月 当社入社 社長室 人事課 課長 平成12年4月 人事部 部長 兼 経営戦略部 部 長 平成16年8月 経営管理本部 副本部長 兼 経 営管理本部経営戦略グループ グ ループ長 平成17年10月 社長室 室長 兼 社長室 経営企 画課 課長 平成18年7月 U A本部 副本部長 平成20年4月 U A本部 本部長 平成20年7月 上席執行役員 U A本部 本部長 平成24年4月 上席執行役員 第一事業統括本 部 統括本部長 (現任)	37,000株

- (注)
- ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 取締役候補者竹田光広氏は、株式会社コーエンの代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に、商品売買取引および業務委託取引の関係があります。
 - その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 退任代表取締役および退任取締役に対する特別功労金贈呈の件

取締役重松理氏および取締役岩城哲哉氏は、平成24年3月31日をもって代表取締役を退任されました。また、岩城哲哉氏は、本総会終結の時をもって任期満了により、取締役を退任されます。

重松理氏は、当社創業時より、一貫して当社の代表取締役を務められ、岩城哲哉氏は、当社創業者の一人として、当社の専務取締役、取締役副社長、代表取締役社長等を歴任され、両氏とも、当社グループの発展に多大な貢献をされました。

つきましては、重松理氏の創業来の代表取締役在任中および岩城哲哉氏の創業来の取締役および代表取締役在任中の功労に報いるため、両氏に対し、平成19年6月25日開催の第18回定時株主総会において打切り支給のご承認をいただいた退職慰労金とは別に、総額4億3千万円の範囲内で特別功労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、贈呈の時期は各取締役の退任時とし、それぞれの具体的な金額、贈呈の方法等につきましては取締役会にご一任したいと存じます。

重松理氏および岩城哲哉氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
重松理	平成元年10月 当社設立 代表取締役社長 平成16年6月 当社代表取締役会長 平成21年4月 当社代表取締役 社長執行役員 平成23年4月 当社代表取締役社長 平成24年4月 当社取締役会長（現任）
岩城哲哉	平成元年10月 当社専務取締役 開発部部长 平成15年4月 当社取締役副社長 平成16年6月 当社代表取締役社長 U A本部本部長 平成16年8月 当社代表取締役社長 平成21年4月 当社代表取締役 副社長執行役員 平成23年4月 当社代表取締役副社長 平成24年4月 当社取締役 相談役（現任）

以上

第23回定時株主総会会場案内図

会場 セルリアンタワー東急ホテル
地下2階 ボールルーム
東京都渋谷区桜丘町26番1号
電話 (03) 3476-3000



●電車：東急東横線・田園都市線・京王井の頭線・JR山手線・埼京線
地下鉄銀座線・半蔵門線・副都心線の渋谷駅より徒歩5分

※ 駐車場の数に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

〈懇親会開催のご案内〉

株主の皆様にご参集いただける折角の機会でございますので、同総会終了後、懇親会を開催する予定でございますが、不測の事態により、急遽中止する場合がございますことを、予めご承知おさくいただきますようお願い申し上げます。